

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	予防接種実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相馬市は、予防接種実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福島県相馬市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種実施に関する事務
②事務の概要	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施される予防接種の管理を行う。 ①予防接種の対象者の把握及び未接種者の把握に関する事務 ②対象者及び未接種者への勧奨及び案内通知に関する事務 ③予防接種履歴の記録に関する事務 ④費用徴収に関する事務 ⑤予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑥新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表14の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、27、28、29の項 【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、153、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保健センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相馬市企画政策部企画政策課 〒976-0042 福島県相馬市中村字北町63番地の3 0244-35-2218
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	相馬市保健センター 〒976-0042 福島県相馬市中村字大手先44番地の3 0244-35-4477
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員はパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿は年度毎に更新されている。

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員はパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員への名簿は年度毎に更新されている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	I 1①	予防接種法による予防接種実施に関する事務	予防接種実施に関する事務	事後	
令和3年2月4日	I 1②	予防接種実施に関する事務においては、予防接種法の規定に則り、住民に対して予防接種を行い、その記録を作成し保存するために特定個人情報を使用する。また予防接種法第15条第1項に係る給付が発生した場合は、給付事務において特定個人情報を使用する。	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施される予防接種の管理を行う。 ①予防接種の対象者の把握及び未接種者の把握に関する事務 ②対象者及び未接種者への勧奨及び案内通知に関する事務 ③予防接種履歴の記録に関する事務 ④費用徴収に関する事務 ⑤予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑥新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事後	
令和3年2月4日	I 3	番号法第9条第1項 別表第一10の項	・番号法第9条第1項 別表第一10の項、第93の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	事後	
令和3年2月4日	I 4②	番号法第19条第7項 別表第二【情報照会】 16の2、17、18、19の項 【情報提供】 16の2の項	・番号法第19条第7号及び別表第二【情報照会】 第16の2、17、18、19、115の2項 【情報提供】 第16の2の項、115の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報照会】 第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2 【情報提供】 第12条の2、59条の2	事後	
令和3年2月4日	II 1	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年2月4日	II 2	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月27日		予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施される予防接種の管理を行う。 ①予防接種の対象者の把握及び未接種者の把握に関する事務 ②対象者及び未接種者への勧奨及び案内通知に関する事務 ③予防接種履歴の記録に関する事務 ④費用徴収に関する事務 ⑤予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑥新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施される予防接種の管理を行う。 ①予防接種の対象者の把握及び未接種者の把握に関する事務 ②対象者及び未接種者への勧奨及び案内通知に関する事務 ③予防接種履歴の記録に関する事務 ④費用徴収に関する事務 ⑤予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑥新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事前	
令和3年4月27日	I 1 ③	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年4月27日	I 3	・番号法第9条第1項 別表第一10の項、第93の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	・番号法第9条第1項 別表第一10の項、第93の2項 ・番号法第19条第15項(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法19条第5号(委託先への提供) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月8日	I 1②	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施される予防接種の管理を行う。 ①予防接種の対象者の把握及び未接種者の把握に関する事務 ②対象者及び未接種者への勧奨及び案内通知に関する事務 ③予防接種履歴の記録に関する事務 ④費用徴収に関する事務 ⑤予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑥新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施される予防接種の管理を行う。 ①予防接種の対象者の把握及び未接種者の把握に関する事務 ②対象者及び未接種者への勧奨及び案内通知に関する事務 ③予防接種履歴の記録に関する事務 ④費用徴収に関する事務 ⑤予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑥新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年12月8日	I 3	・番号法第9条第1項 別表第一10の項、第93の2項 ・番号法第19条第15項(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法19条第5号(委託先への提供) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	・番号法第9条第1項 別表第一10の項、第93の2項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法19条第6号(委託先への提供) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月8日	I 4②	・番号法第19条第7号及び別表第二 【情報照会】 第16の2、17、18、19、115の2項 【情報提供】 第16の2の項、115の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会】 第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2 【情報提供】 第12条の2、59条の2	・番号法第19条第8号及び別表第二 【情報照会】 第16の2、17、18、19、115の2項 【情報提供】 第16の2の項、115の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会】 第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2 【情報提供】 第12条の2、59条の2	事後	
令和5年3月2日	I 8	相馬市保健センター 〒976-0042 相馬市中村字大手先44番地の2 電話 0244-35-4477	相馬市保健センター 〒976-0042 相馬市中村字大手先44番地の3 電話 0244-35-4477	事後	訂正